

# かいらょうく

# 広報37号

平成31年1月7日発行

◇受益面積 1,136.8㌥

◇組合員数 801名

発行者

登米市豊里町土地改良区

宮城県登米市豊里町新町3-10

TEL 0225(76)2168 FAX 0225(76)2159

<http://toyoto.sakura.ne.jp/>



登米市豊里町土地改良区の地区全景

## 農地耕作条件改善事業

## 田の区画拡大により大区画化されたほ場



(北大崎地内)



### 【目次】

- 理事長あいさつ／通常総代会提出議案(H30.3.10開催)・・・2ページ
- 新役員紹介／お知らせ・・・3ページ
- 平成29年度決算／財産目録／事業報告・・・4～5ページ
- 平成30年度予算及び事業計画・・・6～7ページ
- 水路の管理／各種手続き／人事往来／地区除外決済金・・・8ページ

### 土地改良区の基礎数値

- ◇ 総代数 44名
- ◇ 理事 7名
- ◇ 監事 2名
- ◇ 職員 7名

(平成31年1月7日現在)



【理事長あいさつ】



理事長  
阿部 公

新年あけましておめでとうございます。組合員皆様方には益々ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。また、常日頃から本土地改良区の事業推進そして業務・運営に特段のご理解とご協力を頂いておりますことに衷心より厚く御礼を申し上げます。

昨年の稲作は、梅雨明け後の猛暑、そして逆走台風など次々と発生した台風の影響や雨による倒伏などにより刈り取り作業が大変でしたし、収量も心配されました。作況指数(一〇二)は平年並みというのですが、「思ったほどの収量でない」という声が多く聞かれます。今年度から米の生産調整の見直しまり減反廃止元年となり、そして米の直接支払い交付金(反当七、五〇〇円)の廃止等により賦課金の口座振替納入率が心配されましたが、組合員皆様方のご理解ご協力により昨年より納入率が多少上がっており感謝申し上げます。

さて、去る十月十六日にグランディ21を会場として第四十一回全国土地改良大会宮城大会が開催され、全国から六、〇四〇人も参加があり、本区からも三〇人

が参加いたしました。また、今年度は土地改良法の大幅な改正があり、本区としても定款・諸規程等の見直し複式簿記化等が必要となっております。そんな中、私も理事長として二期目に入りました。初心を忘れず、とにかく公平でそして、組合員のために、ということを中心に厳しい農業情勢の中、本土地改良区の健全なる業務運営事業推進のため、役員一丸となり、なお一層鋭意努力する所存であります。

県営ほ場整備事業の鵜波地区が完了してから二十四年、豊里地区が完了して十九年も経ち土地改良施設の老朽化傾向の中、定期的に点検修理を行い、さらに丁寧な維持管理により、施設の長寿命化をはかり、組合費賦課金の上昇を出来るだけ抑える努力をしております。また、県営事業の農村地域防災減災事業豊里地区(農村災害対策整備事業)は、三沼排水機場に続き十五貫排水機場も稼働できる状態となり、番江排水機場と合わせ大雨による湛水等の災害を未然に防げる体制が整い、地区内の排水対策は万全となりました。それから、農地耕作条件改善事業(つまり定額助成で行う暗渠排水工事等)は、あと一年(平成三十一年度)で完了できる見込みでございます。

おわりに、平成も最後となりましたが、今後とも組合員の皆様方には以前にも増したご支援ご協力をお願い申し上げます。皆様方の益々のご発展とご繁栄、そしてご多幸をご祈念申し上げます。

平成29年度第2回通常総代会提出議案

全提出議案可決承認

と き 平成30年3月10日(土) ところ 登米市豊里多目的研修センター

- 報告第1号 監査報告
- 第1号議案 平成29年度長期借入れ額の変更について
- 第2号議案 平成29年度一般会計収入支出補正予算議決について
- 第3号議案 平成29年度特別会計【(2)財政調整積立金】収入支出補正予算議決について
- 第4号議案 土地改良事業(農地耕作条件改善事業)計画承認について
- 第5号議案 平成30年度一時借入れについて
- 第6号議案 平成30年度農地転用に伴う地区除外決済金の算定について
- 第7号議案 平成30年度役員報酬について
- 第8号議案 平成30年度組合費賦課金額・用排水施設使用料及び徴収方法の決定について
- 第9号議案 平成30年度一般会計収入支出予算議決について
- 第10号議案 平成30年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金、(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(4)県営鵜波地区ほ場整備事業、(5)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出予算(案)議決について
- 第11号議案 平成30年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第12号議案 登米市豊里町土地改良区役員(理事・監事)総選挙執行について



## 役員総選挙に伴う 新体制紹介

任期満了に伴う本土地改良区役員総選挙が、平成三十年三月十日に行われ、理事七名、監事二名が無投票当選で決まり、互選会において次のとおり新体制が発足しました。  
役員一同、土地改良区の所期の目的達成のため鋭意努力する所存でございますので、今後ともなお一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。

理事の任期

自 二〇一八年四月十七日  
至 二〇二二年四月十六日

				
理事長 阿部 公	副理事長 渡辺 重利	理事一 今野 守	理事二 佐々木 武雄	理事三 佐々木 千里
		監事の任期 自 二〇一八年四月八日 至 二〇二二年四月七日		
理事四 加藤 政昭	理事五 佐藤 寛			総括監事 佐々木 礼藏
				監事 佐藤 哲義

## 第四十一回全国土地改良大会 宮城大会が開催されました

第四十一回全国土地改良大会（宮城大会）の大会式典が十月十六日に、宮城県総合運動公園総合体育館（グランディ21）にて開催されました。第四十一回全国土地改良大会は農業・農村の重要性と土地改良事業の価値や役割を広く国民に理解していただくとともに、東日本大震災から復興した宮城県の農業・農村の姿を、広く全国に発信することを目的として行われました。  
この大会には、全国から土地改良関係者六、〇四〇人が集まり、これまでで最大規模の土地改良大会となりました。本土地改良区からも総代及び役員合わせて三十名が参加いたしました。



開催県挨拶：宮城県土地改良事業団体連合会 伊藤康志会長



主催者挨拶：全国土地改良事業団体連合会 二階俊博会長



本土地改良区からの参加者



基調講演：宮城県村井嘉浩知事  
（みやぎの農業農村復旧復興の概要）

## 訃報

元理事

佐藤 誠氏（下町）

平成三十年九月十三日ご逝去

総代 昭和五十一年八月

二期（八年）

理事 昭和五十七年四月

一期（四年）

元総括監事

栗村 勝氏（東二ツ屋）

平成三十年九月六日ご逝去

総代 昭和五十一年八月

三期（十二年）

監事 昭和五十八年九月

四期（十八年六ヶ月）

元総括監事

菅原 啓 助氏（大曲）

平成三十年十一月五日ご逝去

総代 昭和四十七年八月

二期（八年）

監事 昭和五十四年九月

四期（十六年）

生前、本土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力いただきましたことに感謝を申しあげまして、ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。



# 平成29年度 決算及び財務の状況

平成29年度一般会計・各特別会計の決算及び事業報告書、財産目録等について、平成30年7月28日の臨時総代会において原案どおり可決承認されました。その内容は次のとおりです。

524,154,776円

H29. 4. 1 から  
H30. 3.31 まで

こう使いました

## 平成29年度 一般会計決算

収入 524,154,776円

【繰越金 26,652,244円】

支出 497,502,532円

科 目	収入決算額	比 率
1 款 組合費	117,881,929円	22.49%
2 款 基本財産収入	3,196円	0.00%
3 款 使用料	2,236,979円	0.43%
4款 補助金・5款 受託料・6款 交付金	366,932,776円	70.00%
7 款 雑収入	1,293,804円	0.25%
8 款 前年度繰越金	20,467,095円	3.90%
9 款 繰入金	12,138,997円	2.32%
10款 借入金	3,200,000円	0.61%

科 目	支出決算額	比 率
1 款 事務費・2 款 選挙費	27,927,222円	5.61%
3 款 事務所費	4,135,337円	0.83%
4 款 維持管理費	46,340,101円	9.31%
5 款 事業費	364,029,928円	73.17%
6款 事業分担金・8款 負担金	7,445,940円	1.50%
7 款 借入償還金	1,330,838円	0.27%
9 款 諸費	8,497,166円	1.71%
10款 特別会計繰出金	37,796,000円	7.60%

## 平成29年度 特別会計(5)決算

単位：千円

科 目	会 計 名	単位：千円				
		職員退職死亡 給与積立金	財 政 調 整 積 立 金	地 区 除 外 決 済 金	県営錦波地区 ほ場整備事業	県営豊里地区 ほ場整備事業
収入	組 合 費	-	-	-	1,769	11,037
	繰 入 積 立 金	9,000	8,100	-	-	-
	繰 入 金	-	-	-	1,806	14,089
	助 成 金	-	-	-	0	-
	雑 収 入	10	10	2	0	54
	繰 越 金	74,295	126,507	2,150	106	2,709
	地 区 除 外 決 済 金	-	-	142	-	-
入	拠 出 金	-	-	-	-	-
	受 入 金	-	4,801	-	-	-
合 計		83,305	139,418	2,294	3,681	27,889
支出	分 担 金	-	-	-	-	0
	職 員 退 職 死 亡 給 与 金	22,977	-	-	-	-
	農 林 漁 業 資 金 償 還 金	-	-	0	3,574	25,158
	一 般 会 計 繰 出 金	-	12,000	139	-	-
	特 別 会 計 繰 出 金	-	0	-	-	-
	管 理 費	-	-	-	0	0
	予 備 費	0	0	0	0	0
出	助 成 金 返 還 金	-	-	-	-	-
	合 計	22,977	12,000	139	3,574	25,158
次 年 度 繰 越 金		60,328	127,418	2,155	107	2,731



# 平成29年度財産目録

H29. 4. 1 から  
H30. 3.31 まで

単位：千円

## ■ 資産合計 258,521千円

○ 流動資産	30,250
預 金 (普通預金5口)・手持現金	29,491
未収入金 (未収賦課金等)	759
前 払 金 (工事用資材)	0
○ 固定資産	228,271
土 地 (事務所敷地513.26+70.73=583.99㎡)	5,791
建物設備 (鉄骨造二階建、事務所)	14,650
機械器具 (発電機・水中ポンプ他11点)	2,260
車輛運搬具 (エブリイ 他2台)	3,208
備 品 (雨量計 他149点)	8,089
職員退職死亡給与積立金 (定期2口、普通1口)	60,328
地区除外決済金 (定期1口、普通1口)	2,155
財政調整積立金 (定期2口、普通1口)	127,419
長期未収入金 (未収賦課金等)	3,416
出資金 (農林中金・農協・土地改良基金)	955

土地改良区の管理区域内の農地には、下記のような各種事業の借入金が残っています。この借入金は毎年度賦課金により徴収し償還しています。

## ■ 借入金の内訳 109,412千円

借入先名	借入事業名	借入金残高 (千円)	借入利率 (%)	償還完了 年 度	借入 件数
日本政策金融公庫	鵜波地区県営 ほ場整備事業	1,876	4.25	H30 ~H31	2
	豊里地区県営 ほ場整備事業	93,302	1.25 ~4.25	H31 ~H36	6
	豊里地区県営農村 災害対策整備事業	14,234	0 ~0.45	H35 ~H42	5
合 計		109,412	-	-	13

## ■ 負債合計 109,412千円

○ 流動負債	1,191
前受金	0
未払金	0
借入金 (1件、借入金の内訳参照)	1,191
○ 固定負債	108,221
借入金 (12件、借入金の内訳参照)	108,221

# 平成29年度 施行事業・工事の内訳

## 一般維持管理工事

単位：千円

費 目	名 称	施行場所	工 事 概 要	施行額
用水施設維持費 (4款1項4目)	幹線用水路	上下沼~上沼田	用水路浚渫	1式
	パイプライン補修	地区内全域	パイプライン漏水補修	1式
	そ の 他	地区内全域	用水施設維持補修	1式
赤生津排水施設維持費 (4款1項5目)	排水施設	赤生津地域	付帯施設改修	1式
	そ の 他	赤生津地域	排水施設維持補修	1式
鵜波排水施設維持費 (4款1項6目)	排水施設	鵜波地域	排水施設維持補修	1式
揚水修繕費 (4款2項4目)	揚水機場	豊里町地内	吸水槽浚渫 (鵜波2、長根、寿崎1)	3箇所
	そ の 他	地区内全域	揚水機場修繕	1式
排水修繕費 (4款3項4目)	番江排水機場	外一番江地内	エンジン点検、発電機整備	1式
	そ の 他	地区内全域	排水機場修繕	1式
計				7,063

## 土地改良施設維持管理適正化事業 (国30%、県30%、地元40%)

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
豊里地区 (適正化41)	七 番 江 地 内	φ350mm×37kw両吸込渦巻ポンプ整備補修	1台
番江第5揚水機場整備補修工事		付帯設備、電気設備の整備補修	1式
計			3,909

## 農地耕作条件改善事業 (定額助成)

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
鵜波地区 (耕作条件) 暗渠排水工事	田 待 他 地 内	暗渠排水 81.47ha	95,963
豊里 (6) 地区 (耕作条件) 暗渠排水工事	六 番 江 他 地 内	暗渠排水 77.39ha	91,808
豊里 (7) 地区 (耕作条件) 暗渠排水工事	七 番 江 他 地 内	区画拡大 1.71ha、暗渠排水 74.33ha	99,972
豊里 (7) 地区 (耕作条件) 2号暗渠排水工事	八 番 江 他 地 内	暗渠排水 113.57ha	60,900
工 事 雑 費 ・ 事 務 費		総額 152,280千円 うちH29分 60,900千円	11,478
計			360,121



# 平成30年度 一般会計予算

H30. 4. 1 から  
H31. 3.31 まで

## 総予算額 473,791千円

平成30年3月10日開催の通常総代会において事業計画及び一般会計の予算が審議され、次のとおり議決されました。(平成30年7月補正も含む)

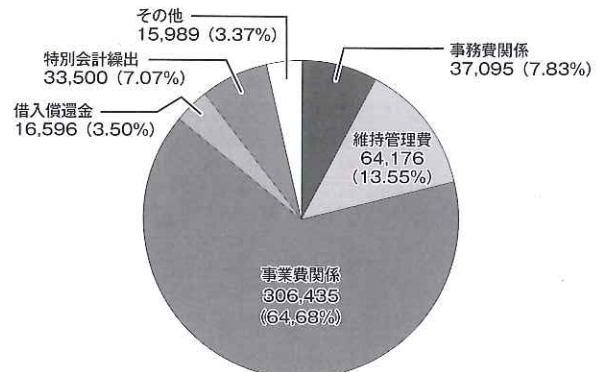
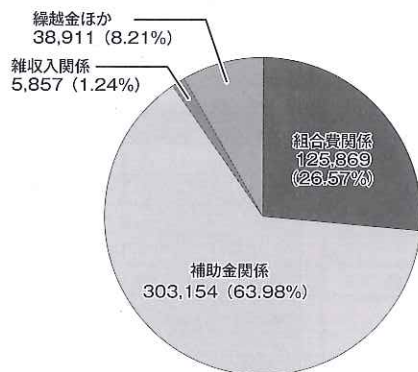
### 【収入の部】

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	予算比率
1 組 合 費	123,737	118,602	5,135	26.12%
2 基本財産収入	4	13	△ 9	0.00%
3 使 用 料	2,132	2,245	△ 113	0.45%
4 補 助 金	288,930	490,270	△ 201,340	60.98%
5 受 託 料	9,274	10,266	△ 992	1.96%
6 交 付 金	4,950	3,465	1,485	1.04%
7 雑 収 入	5,853	5,864	△ 11	1.24%
8 前年度繰越金	26,652	20,467	6,185	5.62%
9 繰 入 金	12,259	12,139	120	2.59%
10 借 入 金	0	3,200	△ 3,200	0.00%
合 計	473,791	666,531	△ 192,740	100.00%

### 【支出の部】

単位：千円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	予算比率
1 事 務 費	32,387	30,221	2,166	6.84%
2 選 挙 費	0	0	0	0.00%
3 事 務 所 費	4,708	4,687	21	0.99%
4 維 持 管 理 費	64,176	68,053	△ 3,877	13.55%
5 事 業 費	303,150	501,870	△ 198,720	63.98%
6 土地改良事業分担金	3,285	6,885	△ 3,600	0.69%
7 借 入 償 還 金	1,695	1,380	315	0.36%
8 負 担 金	790	1,010	△ 220	0.17%
9 諸 費	8,599	8,880	△ 281	1.81%
10 特別会計繰出金	48,401	37,796	10,605	10.22%
11 予 備 費	6,600	5,749	851	1.39%
合 計	473,791	666,531	△ 192,740	100.00%



## 平成30年度の予算構成の主な事項

平成29年度で職員1名が定年退職したため、長期的な人員計画を鑑み新規職員の採用試験を行っております。なお、土地改良施設は県営ほ場整備事業が完了して18年が経過し、年々の維持管理費が増大傾向となってきたため、維持管理適正化事業等により定期的に整備を行い土地改良施設の延命を図り、維持管理費の節減に努めているところです。また、老朽化が進み土地改良施設の突発事故の故障が懸念されているため、平成30年度新規事業として追加された「土地改良施設突発事故復旧事業」により予想外の故障に対しても緊急に復旧が行えるよう定款変更を行っております。なお、役員の変更により、新任理事1名を含む9名の役員が就任しています。また、県営農村地域防災減災事業については十五貫排水機場の場内整備及び三沼排水機場の逆流防止ゲートの工事も順調に進んでおり、今年度中には完成する見込みとなっております。農地耕作条件改善事業については、豊里(7)地区-2、豊里(8)地区を施工中であり、事業費については2億9,735万円の予算を計上していますが、追加予算割り当てにより3億5,735万円の事業費で施行する予定となっております。農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、組合員の実情を考え、経費が増大する要因が多い中で今まで以上に経費削減を心がけ予算編成を行い、一般会計の賦課金については前年度より少しでも引き下げるよう努力しました。事業の執行にあたりましては、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、本土地改良区の所期の目的達成のため役職員一丸となりなお一層の努力をさせていただきます。



# 平成30年度 特別会計(5)予算

H30.4.1 から  
H31.3.31 まで

## 総予算額 256,849千円

平成30年3月10日開催の通常総代会において、各特別会計(5)の予算が審議され、次のとおり議決されました。(平成30年7月補正も含む)

単位：千円

科 目		会 計 名	職員退職死亡 給与積立金	財 政 調 整 積 立 金	地 区 除 外 決 済 金	県営鴛波地区 ほ場整備事業	県営豊里地区 ほ場整備事業
収 入	組 合 費		-	-	-	796	11,066
	繰 入 金 ・ 受 入 金		12,000	21,500	-	812	14,089
	助 成 金		-	-	-	0	-
	雑 収 入		20	11	4	3	269
	繰 越 金		60,328	127,419	2,155	107	2,731
	地 区 除 外 決 済 金		-	-	128	-	-
合 計			72,348	148,930	2,287	1,718	28,155
支 出	分 担 金		-	-	-	-	0
	職 員 退 職 死 亡 給 与 金		22,539	-	-	-	-
	農 林 漁 業 資 金 償 還 金		-	-	0	1,617	25,209
	繰 出 金		-	12,100	159	-	-
	管 理 費		-	-	-	0	0
	予 備 費		49,809	136,830	2,128	101	2,946
助 成 金 返 還 金		-	-	-	0	-	
合 計			72,348	148,930	2,287	1,718	28,155

## 平成30年度 事業・工事の内容

### 一般維持管理工事

単位：千円

費 目	名 称	施行場所	工 事 概 要	予算額
用水施設維持費 (4款1項4目)	幹線用水路	上下沼～上沼田	用水路浚渫 1式	4,800
	番江第1用水管路	東二ツ屋地内	小用水路横断部改修 1式	
	鴛波第2用水管路	沢尻地内	用水管路敷地堤塘盛土 L=60m	
	その他	地区内全域	用水施設維持補修、水路用地買収 1式	
赤生津排水施設維持費 (4款1項5目)	排水施設	赤生津地域	排水施設維持補修 1式	2,900
鴛波排水施設維持費 (4款1項6目)	排水施設	鴛波地域	排水施設維持補修 1式	500
揚水修繕費 (4款2項4目)	揚水機場	豊里町地内	吸水槽浚渫(鴛波2、長根、番江第3) 3箇所	1,600
	その他	地区内全域	揚水機場修繕 1式	
排水修繕費 (4款3項4目)	番江排水機場	外一番江地内	エンジン点検 1式	1,400
	その他	地区内全域	排水機場修繕 1式	
計				11,200

### 土地改良施設維持管理適正化事業(国30%、県30%、地元40%)

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	予算額
豊里地区(適正化41) 番江第4揚水機場整備補修工事	八番江地内	φ300mm×30kw渦巻ポンプ整備補修 2台 補機、電気設備の整備補修 1式	5,800
計			5,800

### 農地耕作条件改善事業(定額助成)

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	予算額
豊里(7)地区(耕作条件)2号暗渠排水工事	八番江他地内	区画拡大 0.7ha、暗渠排水 134.3ha	120,600
豊里(8)地区(耕作条件)暗渠排水工事	下沼田他地内	区画拡大 9.0ha、暗渠排水 110.0ha	164,650
工事雑費・事務費			12,100
計			297,350



# ゴミを捨てないで

近年、用排水路にゴミの不法投棄が増加し、用水ポンプが停止するなど、用水等に支障を来しています。

用排水路やポンプ場は、組合員をはじめ地域の大切な施設です。

用排水路にゴミを絶対に捨てないでください。不法投棄は犯罪です。



「ポンプ内部に絡みついたハウス用ビニール類」



「ゴミ揚げ機械で上がったゴミ」



「スクリーンに流れ着いたゴミ」

**未納賦課金は新しい  
耕作者が負担します！**

土地改良区の賦課金を未納している農地を移動（売買・賃借等）した場合、新たな耕作者が未納賦課金を支払うこと（権利の継承）が義務づけられております。よって農地の売買や借受する場合には、賦課金の納入状況を確認することが必要です。

また、同様に貸付地が戻ってきた場合にも未納賦課金が付随しますので、健全な担い手等に借りていただくよう常に確認が必要となります。移動する場合には注意してください。  
（毎年三月末日までに届出してください）

## 人事往来

○平成三十年三月三十一日付  
退職  
佐々木 徳章  
（工務課長）

昭和五十一年から本土地区改良区に勤務。以来四十二年の長きにわたり、土地改良事業の推進と運営の健全化に尽力されました。なお、四月一日より引き続き嘱託職員として勤務していただくことになりました。



○平成三十年四月一日付  
工務課長  
千田 喜美雄  
（工務課長補佐）

工務課長補佐  
志賀 泉  
（灌排係長）  
総務課長補佐  
佐藤 久美子  
（庶務・会計係長）



## 土地改良区への手続方法（田・畑などの農地移動）

**こんな場合**

- 農地を売買又は交換した時
- 貸し借りの契約（農地中間管理機構経由分を含む）をした時
- 年金受給のため経営を移譲した時
- 土地の名義人を変更した時

● 農地を宅地等の農地以外に転用する時

● 公共事業等により農地を売却した時

**提出書類**

- 組合員資格得喪通知書  
（組合員の名義変更）
- 農地転用等の通知書
- 地区除外申請書

**こうなります**

- 土地改良法第四十三条の規定により資格喪失者と資格取得者が連名捺印をして、その都度土地改良区に届けてください
- 新しい組合員に選挙権の付与と組合費が賦課されます
- 農地転用等の届出をし、その農地に係る地区除外決済金を納入していただくこととなります
- 届出をされない場合には、旧態のままで賦課されます

### 平成30年度決済金の内訳

決済金とは、右記のように地区内から農地が除外された場合に、下記の決済金算定基準により、その農地が背負っている事業の償還金等を一括して決済していただくものです。

単位：円

地区名	1,000m <sup>2</sup> 当たりの決済金	借入償還決済金	維持管理決済金	事業費決済金	計	前年度比較	
豊里(赤生津)一般	田	5,329	20,131	-	25,460	△3,206	
	畑	1,284	6,725	-	8,009	△1,042	
豊里員ほ	21 契約地	田	7,160	20,131	-	27,291	△3,797
	21 非契約地	田	14,903	20,131	-	35,034	△6,296
	畑	14,903	6,725	-	21,628	△5,435	
鵜波一般	田	136	21,753	-	21,889	△2,396	
鵜波員ほ	田	271	21,753	-	22,024	△2,984	
	畑	271	8,347	-	8,618	△2,123	